

第1回池田市総合計画審議会 次第

日時 令和3年4月5日（月）午後6時～
池田市役所3階議会会議室

1. 開 会

2. 案 件

- (1) 審議会会長・副会長の互選について
- (2) 第7次総合計画に係る諮問について
- (3) 第7次総合計画策定のスケジュール及び体制について
- (4) 第7次総合計画基本構想素案について
- (5) 審議会部会の振り分けについて
- (6) その他

3. 閉 会

(配布資料)

- ・資料1 総合計画審議会委員一覧
- ・資料2 総合計画審議会条例
- ・資料3 第7次総合計画策定のスケジュール及び体制について
- ・資料4 第7次総合計画基本構想（素案）
- ・資料5 総合計画審議会委員 部会振り分け（案）
- ・資料6 総合計画策定方針

総合計画審議会委員一覧

No.	区分	氏名	よみがな	備 考
1	識見委員	中川 幾郎	ナカガワ イクオ	帝塚山大学名誉教授
2	識見委員	高野 恵亮	タカノ ケイスケ	大阪市立大学教授
3	識見委員	若本 和仁	ワカモト カズヒト	大阪大学准教授
4	識見委員	大島 博文	オオシマ ヒロフミ	大阪成蹊大学教授
5	識見委員	近藤 誠司	コンドウ セイジ	関西大学准教授
6	識見委員	池上 益世	イケガミ マスヨ	大阪青山大学准教授
7	識見委員	眞田 巧	サナダ タクミ	大阪教育大学附属池田小学校長
8	識見委員	鳥巢 房夫	トリス フサオ	ダイハツ工業株式会社
9	識見委員	門屋 正三	カドヤ ショウソウ	ソフトバンク株式会社
10	識見委員	栗田 拓	クリタ タク	(NPO) トイボックス代表理事
11	識見委員	庄田 佳保里	ショウダ カオリ	(NPO) エコスタッフ理事長
12	識見委員	岡本 厚	オカモト アツシ	池田市観光協会会長
13	識見委員	多田 幸希	タダ サツキ	池田商工会議所
14	識見委員	板谷 実	イタヤ ミノル	池田市社会福祉協議会事務局長
15	識見委員	田和 正裕	タワ マサヒロ	JICA関西
16	識見委員	茂籠 知美	モロ トモミ	池田市社会福祉協議会事務局次長
17	市民委員	グレンチェール 亜子	グレンチェール アコ	外国人等代表
18	市民委員	金子 丈雄	カネコ タケオ	池田市立学校園PTA協議会会長
19	市民委員	林 陽	ハヤシ ヨウ	外国人等代表
20	公募 市民委員	北川 淳也	キタガワ ジュンヤ	会社員
21	公募 市民委員	荒木 正太	アラキ ショウタ	会社員
22	公募 市民委員	浅田 圭佑	アサダ ケイスケ	会社員
23	大学院生	清水 直樹	シミズ ナオキ	大阪大学
24	大学生	喜多村 航己	キタムラ コウキ	大阪成蹊大学
25	大学生	吉田 三莉	ヨシダ ミリ	関西大学
26	大学生	畑中 蒼	ハタナカ ソウ	大阪青山大学
27	内部委員	元平 修治	モトヒラ シュウジ	副市長
28	内部委員	岡田 正文	オカダ マサフミ	副市長
29	内部委員	田淵 和明	タブチ カズアキ	教育長

池田市総合計画審議会条例 (昭和43年12月27日条例第25号)

最終改正:令和元年12月23日条例第25号

改正内容:令和元年12月23日条例第25号 [令和2年4月1日]

○池田市総合計画審議会条例

昭和43年12月27日条例第25号

改正

昭和62年7月6日条例第19号
平成7年7月4日条例第10号
平成9年3月31日条例第4号
平成15年6月27日条例第11号
令和元年12月23日条例第25号

池田市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市に池田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて池田市総合計画に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員若干名を以つて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は任命する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 市民
- (3) 市職員

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認めるときは、委員でないものを会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部SDGs政策企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年7月6日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年7月4日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月27日条例第11号抄)

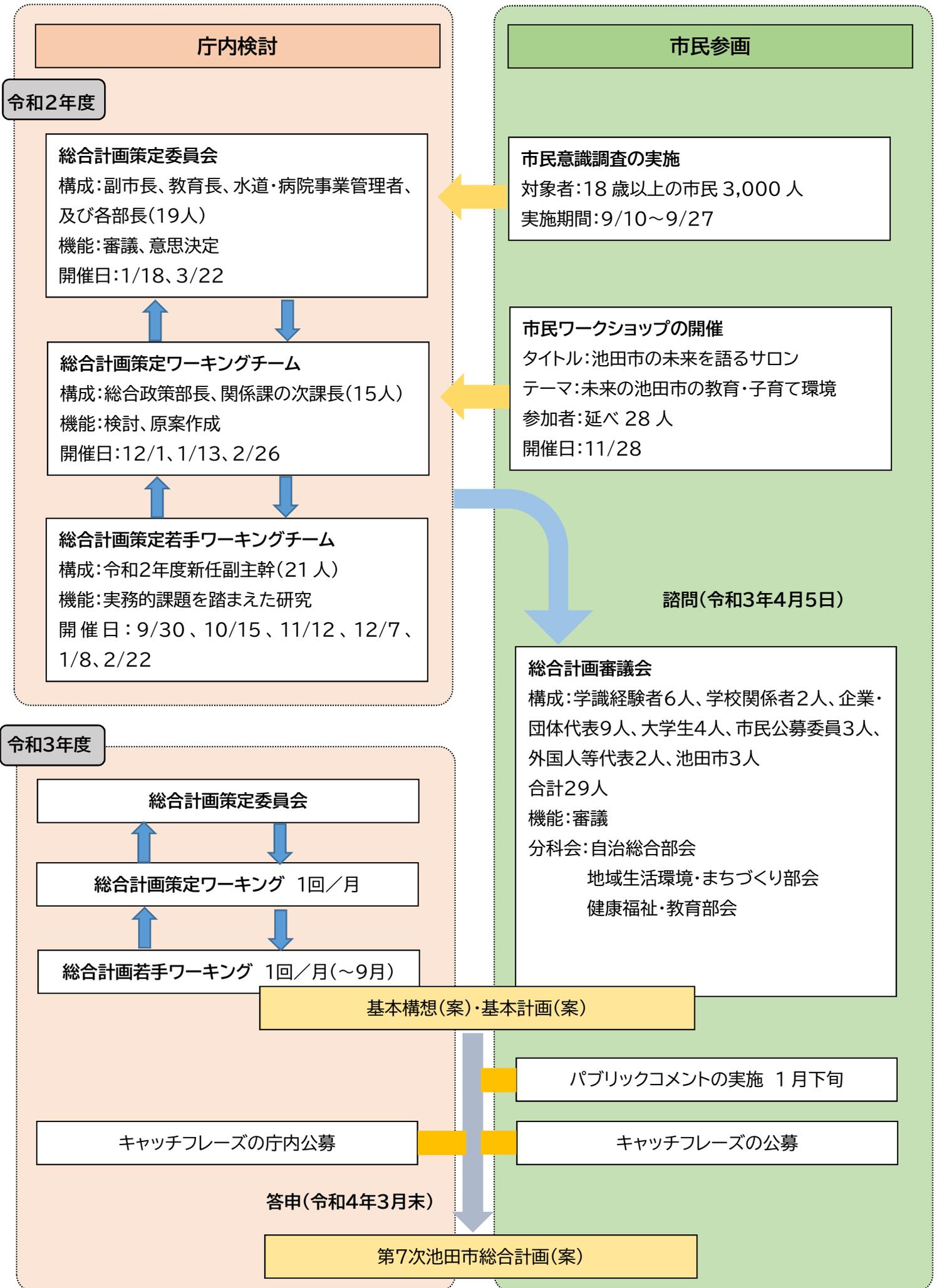
(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月23日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。



第 7 次池田市総合計画基本構想 (素案)

目 次

第1部 序論	1
1. はじめに	1
1.1 策定の趣旨	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 計画の構成と期間	3
2. 池田市を取り巻く状況	4
2.1 社会の動向	4
2.2 池田市の現状	6
第2部 基本構想	8
1. まちの将来像	8
1.1 めざすまちの将来像	8
1.2 人口の目標	10
1.3 財政の目標	11
1.4 土地利用の方針	11
2. 施策の方針	12
2.1 施策の柱	12
2.2 まちづくりの進め方	14

第1部 序論

1. はじめに

1.1 策定の趣旨

総合計画とは、池田市が「住みやすい」、「住んでみたい」、「住んでよかった」と感じられるまちであり続けるために、めざすべき中長期的な将来像を描き、その将来像を実現するためのまちづくりの基本的な目標や、必要となる施策を明らかにすることを目的とする計画です。

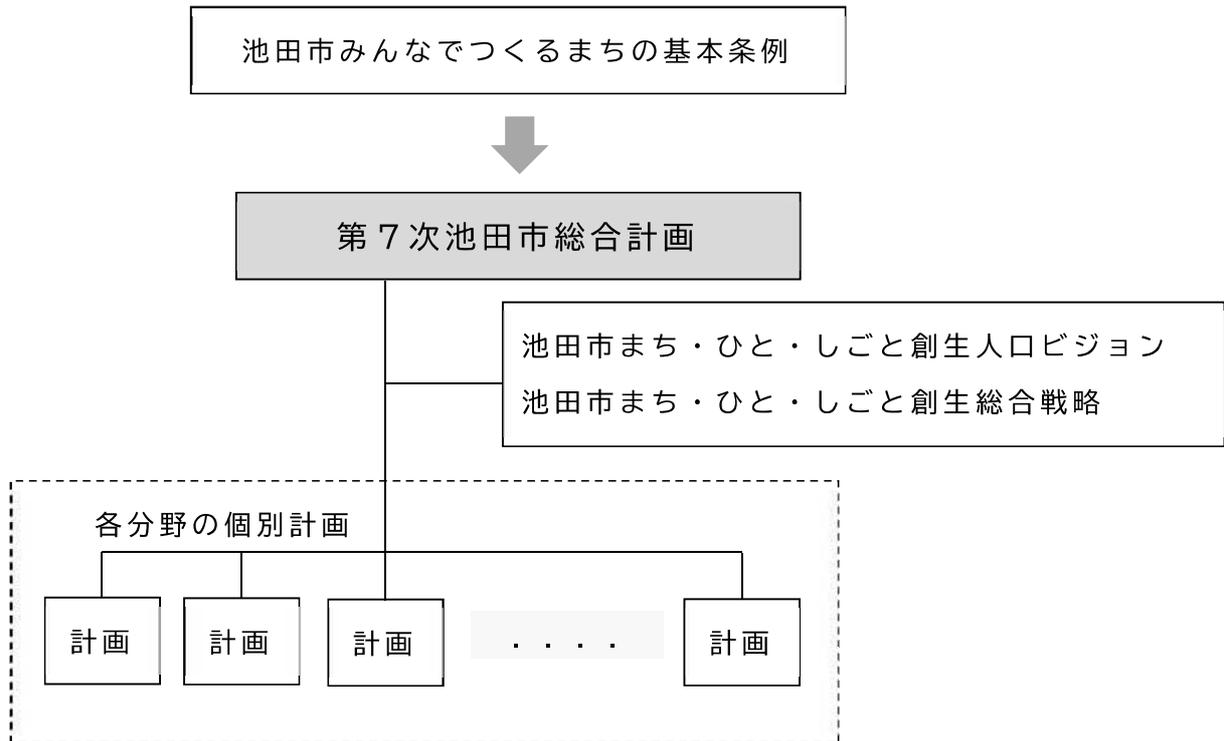
池田市では、地方自治法の規定により、市区町村に対して基本構想の策定が義務付けられていたことから、1970年に第1次の総合計画を策定して以来、総合計画に沿ったまちづくりを進めています。

2011年の改正地方自治法の施行により、この規定は廃止されましたが、本市では、市の最高規範である「池田市みんなでつくるまちの基本条例」の中で、「執行機関等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。」と規定しており、2011年度から始まった第6次総合計画においても、その姿勢は変わっていません。

これまで進めてきた第6次総合計画が2022年度に目標年度を迎え、また、人口減少や少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症をはじめとする諸課題を背景に、社会に不安感が広がる中、持続可能なまちづくりをめざすための行政運営の指針を示す必要性も高まっていることから、ここに第7次総合計画を策定します。

1. 2 計画の位置付け

この計画は、本市の将来を展望した総合的かつ計画的な都市経営の根幹をなす計画であり、各分野の個別計画の策定や、事業の実施にあたっての指針となるものです。



1. 3 計画の構成と期間

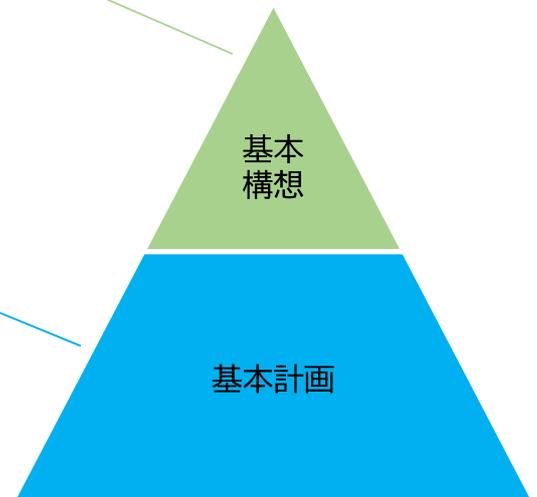
この計画は、次のように、基本構想と基本計画の2層で構成します。

■基本構想

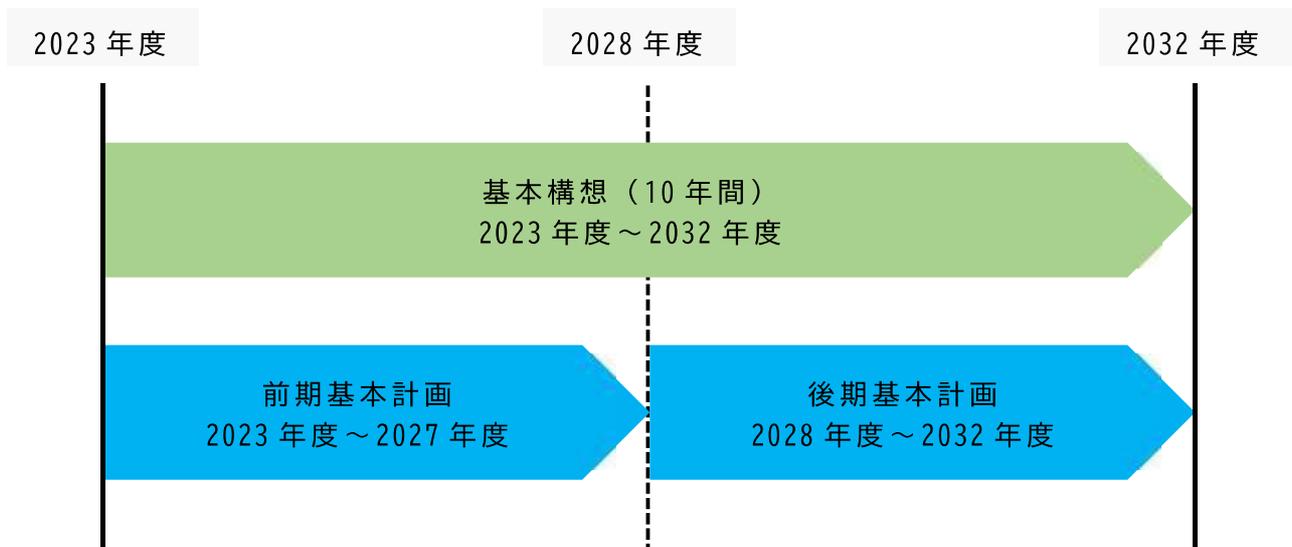
本市の10年後のまちの将来像と、その将来像を実現するための施策の方向性を示すものです。

■基本計画

基本構想に示したまちの将来像の実現に向けて、体系別の施策を示すものです。



また、基本構想の計画期間は2023年度から2032年度までの10年間です。そして、基本計画は前期と後期に分かれ、前期基本計画は2023年度から2027年度までの5年間、後期基本計画は2028年度から2032年度までの5年間とします。



2. 池田市を取り巻く状況

2. 1 社会の動向

①人口減少・少子高齢化

日本の総人口は、2008年の1億2,800万人をピークに減少を続けており、2053年には1億人を下回る予測です。

人口減少と少子高齢化により「働き手」が減少し、日本全体や地方の経済を縮小させるおそれがあり、様々な社会的・経済的課題が生じるとされています。

②「東京一極集中」の傾向から地方へのシフト

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、「地方暮らし」への関心が高まる中、国も、「新たな日常」が実現される地方創生として、東京一極集中からの脱却を図る、多核連携型の国づくりを進めており、2020年の夏には、長年続いた東京都への転入超過が、転出超過に転じました。

③SDGsへの関心の高まり

2015年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、世界的にますます「持続可能性」は重要視されるようになりました。

日本においても、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され、国や地方自治体、企業、市民などによってSDGsの達成に向けた取組が進められています。



④「安全・安心」が重視される社会

昨今の激しい自然災害や、特殊詐欺やサイバー犯罪といった多様化する犯罪などにより、生活における不安が拡大し、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も、経済や暮らしに大きな影響を与えている中、これまで以上に「安全・安心」が重視されています。

このような新たな危機に対応するためには、新しい暮らし方、働き方、そしてそれらに対応する社会環境の整備が必要であり、そのためには、最先端技術を活用するほか、同時に環境問題への取組を進めることが求められています。

⑤ライフスタイル・価値観の多様化

一人ひとりが、育児や介護との両立など、個々の事情に対応する多様な生き方を選べ、より良い将来の展望を持てる社会の実現が求められています。

そうした中で、経済的豊かさだけでなく、心の豊かさや、自分らしさを重視するライフスタイルにも注目が集まっています。

さらに、もの、サービス、場所などを自分で所有するのではなく、多くの人と共有・交換して利用するシェアリングエコノミーが広がりを見せています。

⑥新技術の進展と活用

AI、ビッグデータ等の ICT の社会への浸透により、経済・社会のデジタル化が進んでいます。今後、5G の普及等により、さらに急速に進展していくとされています。

こうした新技術を使って社会課題を解決しようとする Society5.0 に向けた取組も進んでいます。

⑦自治体に求められる役割の変化

自治体の財政状況が今後さらに厳しくなることが予想される中、自治体は、職員数を減少させつつも、AI やロボティクスといった ICT を活用することで機能を維持する「スマート自治体」への転換や、公共サービスの提供主体から、「公・共・私」の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」としての役割などが求められます。

2. 2 池田市の現状

■まちの特徴

①交通の利便性

大阪都心と鉄道などで結ばれ、大阪国際空港や高速道路など広域交通の結節点となっています。

②起業文化・企業文化

本市で創業、発展するなど、ゆかりのある企業は多く、現在も様々な事業が行われています。

③豊かな自然環境

猪名川などの河川が流れ、市北部には五月山や農地が広がっている、自然環境に恵まれた地域です。

④大学や企業等との連携

多様な大学や企業などと連携し、外部の知見や技術等を活用したまちづくりを進めています。

⑤良好な住宅地と歴史文化資源

全国初の郊外型分譲住宅が開発されるなど、良好な住宅地が形成され、また、美術や落語などの豊かな歴史文化が育まれています。

⑥市民によるまちづくり

市民が自主的・自律的に活動することで地域内の共通の課題の解決を図り、市への提案を行うなど、協働してまちづくりを進めています。

⑦豊かで特色ある教育環境

「教育日本一」をめざし、義務教育学校をはじめとする教育環境が整備されているほか、大学、高等学校、研究機関などが立地しています。

⑧日本の1/1,000サイズの都市

人口や面積が概ね日本の1/1,000の規模で、森林、農地、都市のすべてが隣接している、典型的な日本の都市の一つです。

■おもな現状と動向

①生産年齢人口の減少と高齢化の進行

1975年以降、10万人余りで横ばい傾向であった人口が、2010年から減少に転じています。

生産年齢人口が減少し、2015年に人口の約60%となっている一方、老年人口は増加し、2015年に25%超となっています。

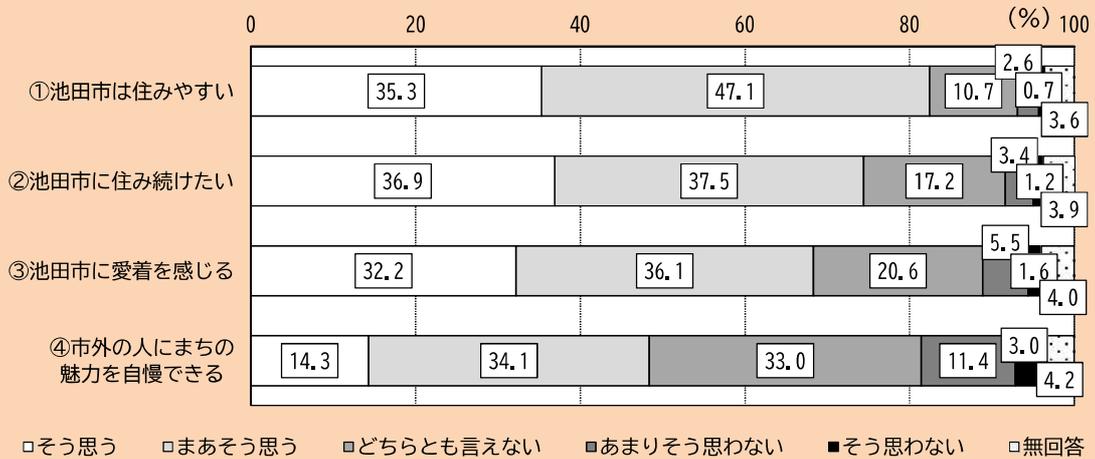
②「住みやすい都市」と「住みたい都市」のギャップ

民間の調査機関による「住みよさランキング」での本市の順位と比較して、「住みたい自治体」の順位は高くありません。

実際の住みやすさに、イメージが追い付いていない可能性があります。

■ 市民の意識・意向

① 定住意向の高さと、市外の人にまちを自慢できる人の少なさ
池田市は住みやすい、住み続けたいと感じている市民は多いですが、市外の人にまちの魅力が自慢できる人は比較的少ないです。



② 「これから約 10 年間の重要性」 から見た施策

これから約 10 年間の重要性が高い施策として、防災、消防・救急、地域医療、医療保険、子育て、学校教育などが選ばれています。

③ 移住促進のために市外に発信すべきイメージ

「教育のまち」や「自然やみどりが豊かなまち」をアピールすべきという意見が多くなっています。

④ 地域ごとに意識や意向が異なる

池田市のイメージやまちづくりの評価、今後の方向性に関する意識や意向は、地域ごとに大きく異なります。

③ 公共施設の老朽化と空き家の増加

多くの公共施設が更新時期を迎え、更新費用は大きな財政負担になることから、公共施設の在り方は、今後の課題です。

また、空き家の数が近年増える傾向にあり、その対策が課題になっています。

④ 高まり続ける財政需要

扶助費の増加が続いていますが、高齢化の進行や、子育て支援施策の充実により、今後さらに財政需要が高まります。

市税は、一般会計歳入の 45% を占める重要な財源であり、生産年齢人口や企業の維持・増加が課題になっています。

第2部 基本構想

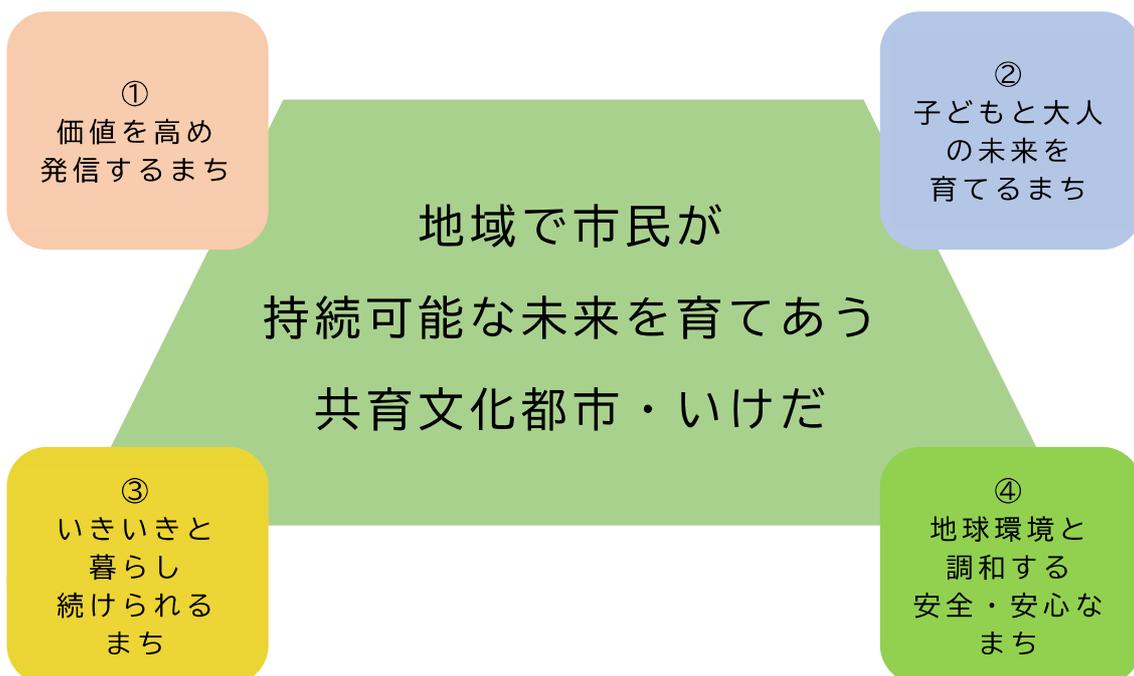
1. まちの将来像

1.1 めざすまちの将来像

人口減少や少子高齢化による都市活力の低下や、さらには財政状況のひっ迫など、将来への不安はありますが、これを克服するためにも、本市は、豊かな自然環境や教育環境などの多様な魅力を最大限に活かすまちづくりを進めます。

そして、めざすまちの将来像としては、SDGsをさらに推進することを基本としつつ、世界的な視野と将来世代への想像力を持ち、市民が中心となって、自分自身や子ども、そして池田のまち自体の幸せな未来のために、お互いに育てあうことが文化として定着した「共育文化都市」を想定します。

これにより、市民のまちへの愛着や満足度も高まり、まち自体の価値も向上し続けることをめざすために、まちの将来像のキャッチフレーズは、「地域で市民が持続可能な未来を育てあう共育文化都市・いけだ」とし、これの実現に向けた目標として、4つのまちの将来イメージを設定します。



①
価値を高め
発信するまち

まちの魅力を磨き上げ、発信することで、住み心地が向上し、まちに対する市民の愛着も深まり、継続的に訪れるファンも増加するまち。

市民、企業、研究機関、行政などが連携し、社会課題の解決にチャレンジするまち。

②
子どもと大人の
未来を
育てるまち

子育てや教育環境、そして生涯学習やスポーツの環境が魅力的で、大人も子どももやりがいを持ち、未来に希望を持てるまち。

安心して子どもを生き育てられる、充実した環境が魅力となり、子育て世代から転入先として選ばれるまち。

③
いきいきと
暮らし
続けられる
まち

住み慣れた地域で、みんなが健康に、いきがいをもって暮らせ、多様な価値観や考え方を互いに認め合えるまち。

健康や福祉、医療などのセーフティネットが整うとともに、地域でお互いに支え合い、個性が活かされるまち。

④
地球環境と
調和する
安全・安心な
まち

市民が安全・快適・便利に暮らせる基盤として、住環境、公共交通、水道等が整う、地球環境と調和する持続可能なまち。

自然災害や感染症などの危機に対しても、市民、事業者、行政が協働して対応するまち。

1. 2 人口の目標

(1) 定住人口

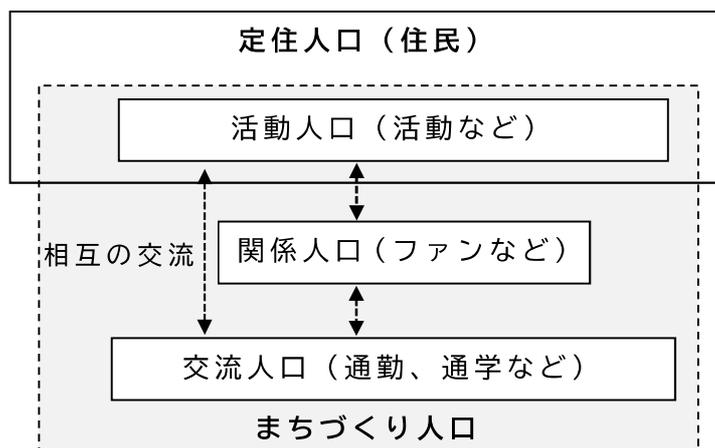
本市の人口は__月時点で__人ですが、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、2032年には96,256人にまで減少する予測となっています。人口減少が進むと、都市活力が弱まるとともに税収も減り、市の財政事情はより厳しくなります。

これに対応するため、市民の健康長寿の維持や少子化対策に取り組むとともに、市外からの生産年齢人口の移住を促進し、この結果として、2032年度に10万人の定住人口を維持することをめざします。

(2) まちづくり人口

都市活力を維持し、さらに向上させるには、地域の活動なども重要であり、こうした活動に参加する住民を「活動人口」と呼びます。また、住民以外で、通勤、通学、観光などで本市を訪れる人も、都市活力の源であり、こうした来訪者を「交流人口」、そして、住民や交流人口以外で、地域や住民と継続的に関わる、本市のファンやサポーターのような人々を「関係人口」と呼びます。

これらの「活動人口」、「交流人口」、「関係人口」をまとめて、ここでは「まちづくり人口」と呼び、そのまちづくり人口の拡大や、相互の交流により、都市活力がさらに向上するとともに、定住人口の増加にもつながっていくことをめざします。



1. 3 財政の目標

少子高齢化の影響による社会保障関係経費の増加や、老朽化した公共施設の更新経費の増加など、財政需要の増大が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少により、市税収入の増加も見込めないことから、今後の財政状況は非常に厳しいものとなることが予測されます。

このため、将来世代へ負担を先送りしないよう、効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、生産年齢人口の維持と転入促進や、産業振興を通じた市税の増収などに努め、健全かつ持続可能な財政運営の実現をめざします。

1. 4 土地利用の方針

次のような土地利用により、将来像の達成に向けてまちづくりを進めます。

- ①五月山の緑、猪名川・余野川の清流によって形づくられた、都市的土地利用と農業的土地利用がバランスよく共存するまちをめざします。
- ②大阪都心の近郊に位置する高い利便性、自然環境が身近な快適な生活環境をはじめ、鉄道駅周辺に商業・業務機能が集積しているといった本市の特性を活かし、便利で、快適で、暮らしやすいコンパクトなまちをめざします。
- ③災害に備えた安全・安心なまちづくりを進めるとともに、自然、歴史・文化、景観などの他にない資源を活かすことで、価値が向上するまちをめざします。

2. 施策の方針

2. 1 施策の柱

「まちの将来像」の実現に向け、取り組むべき施策を明らかにするために、次の4本の施策の柱を設定します。

1 価値を高め、発信するまちづくり

豊かな自然環境や景観、歴史・文化、そして市内に点在する多様な資源を継承・活用し、新しいまちの価値として創造し、それを市内外に発信することで、市民のまちに対する愛着を醸成するとともに、「活動人口」の増加と、移住・定住の促進に取り組みます。

さらに、商工業の維持・成長の支援や、起業の促進に取り組み、地域経済の活性化を進めるとともに、大学や研究機関などと連携し、時代を先取りした事業の創出や未来の産業育成に挑戦します。

2 子どもと大人の未来を育てるまちづくり

子どもも大人も、住んでいてよかったと実感し、市外の人も池田に住んでみたいと思える、未来に希望が持てるまちづくりを進めます。

また、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を進め、また、まちの未来を担う子どもが、豊かな人間性を育める教育を推進し、成長を地域社会で支え合います。

さらに、生涯学習・スポーツを通じて市民が交流し、いきがいをもって地域で活動できるよう支援します。

3 いきいきと暮らし続けられるまちづくり

少子高齢化社会が進む中、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことのできるよう、健康や福祉、医療などのセーフティネットを整えます。

また、地域における支え合いの仕組みを充実させ、一人ひとりを尊重し、地域ぐるみで互いに支えあい、安心して暮らせる、心のかようまちづくりを推進します。

さらに、多様な価値観や考え方を互いに認め合いながら共に暮らすことのできる、人権の守られるまちの実現をめざします。

4 地球環境と調和する安全・安心なまちづくり

道路・公共交通、住環境の整備、上下水道等の整備や適切な維持管理を継続的に進め、また、自助、共助の意識を高めることで防災力・防犯力の向上を図るとともに、消防・救急救助体制の充実を図ります。

さらに、地球環境に配慮した低炭素社会の形成に取り組み、ごみの減量や再資源化など、資源循環型社会の形成を進めます。

2. 2 まちづくりの進め方

まちの将来像の達成に向けたまちづくりを進めるために、次の3つを基本的な考え方とします。

1 SDGsの推進

世界や国の動向を踏まえ、本市でも、SDGsを基本構想における根底にある考え方として捉え、すべての施策に反映します。

また、2030年以降についても、その理念を継承し、発展させながら、時勢に応じた取組を進めます。

2 みんなで取り組むまちづくり

これからのまちづくりには、行政だけでなく、市民、NPO、地域団体、企業、大学など、異なる立場にある様々な主体の協働が欠かせません。

そのため、まちづくりを進めるにあたっては、各施策において、それぞれが特性を活かした役割を果たし、お互いに協力して取り組みます。

3 持続可能な都市経営

多様化、複雑化する行政需要に対応するためには、長期的な視点を持ちつつ、変化する状況に柔軟に対応できる行政運営が必要です。

そのために、最先端の技術などを積極的に活用するとともに、すべての施策を、「持続可能な都市経営」の実現という観点から評価し、「選択と集中」を進めます。

総合計画審議会委員 部会別振り分け（案）
地域生活環境・まちづくり部会

自治総合部会

概要	行革、市民参画その他行政総論			
ジャンル	SDGs			
	市民参画			
	行財政改革			
	都市経営			
	公会計			
	Society5.0			
	官民連携			
	リスクヘッジ（内部統制）			
	情報公開・個人情報保護			
	コンプライアンス			
	フューチャーデザイン			
	働き方改革、人事管理			
	構成員			
	部会長	1	中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授
	2	高野 恵亮	大阪市立大学教授	
	3	若本 和仁	大阪大学准教授	
	4	鳥巢 房夫	ダイハツ工業株式会社	
	5	門屋 正三	ソフトバンク株式会社	
	6	北川 淳也	市民公募委員	
	7	清水 直樹	大学院生	
	8	元平 修治	副市長	
	9	岡田 正文	副市長	

概要	活力、まちづくり			
ジャンル	シティプロモーション			
	地域の魅力創出			
	観光・文化			
	商工			
	雇用			
	環境			
	防災・安全・安心			
	都市計画・まちづくり			
	ユニバーサルデザイン			
	アセットマネジメント			
	コミュニティ			
	—			
	構成員			
	部会長	1	大島 博文	大阪成蹊大学教授
	2	近藤 誠司	関西大学准教授	
	3	栗田 拓	(NPO) TOYBOX代表理事	
	4	庄田 佳保里	(NPO) エコスタッフ理事長	
	5	岡本 厚	池田市観光協会	
	6	多田 幸希	池田商工会議所	
	7	板谷 実	池田市社会福祉協議会	
	8	グレンチェール 亜子	外国人等代表	
	9	浅田 圭佑	市民公募委員	
	10	喜多村 航己	大学生	
	11	吉田 三莉	大学生	
	12	元平 修治	副市長	
	13	岡田 正文	副市長	

健康福祉・教育部会

概要	福祉、健康、子育て、教育		
ジャンル	福祉		
	健康、保健衛生		
	雇用		
	教育		
	子育て		
	Diversity		
	—		
	—		
	—		
	—		
	—		
構成員			
部会長	1	池上 益世	大阪青山大学准教授
	2	眞田 巧	大教大附属池田小学校校長
	3	田和 正裕	JICA関西
	4	茂籠 知美	池田市社会福祉協議会
	5	金子 文雄	学校園PTA協議会会長
	6	林 陽	外国人等代表
	7	荒木 正太	市民公募委員
	8	畑中 蒼	大学生
	9	元平 修治	副市長
	10	岡田 正文	副市長
	11	田淵 和明	教育長

第7次池田市総合計画策定方針

1 策定の趣旨

第6次池田市総合計画の計画期間が2022年度をもって満了を迎えることから、長期的なまちづくりの指針として、本市の目指すべき将来像を定めた、第7次池田市総合計画(以下、「第7次計画」という。)を策定するにあたり、基本的な方針を定めるものです。

第7次計画の策定にあたっては、時代に即した計画策定に取り組み、シンプルで分かりやすい計画づくりを行います。

なお、計画策定にあたっては、2020年度から2024年度までを期間とする「池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の視点としてSDGsとSociety5.0の概念を反映させます。

2 計画の構成と期間

(1) 構成

第7次計画の構成は、本市の目指す将来像とその実現のための基本的な考え方を示す基本構想と、その実現に向け役割分担、目標値や目指すべき姿を示す基本計画により構成します。

(2) 期間

基本構想の計画期間は2023年度から2032年度までの10年間、基本計画は2023年度から2027年度までの前期基本計画の5年間と、2028年度から2032年度までの後期計画期間の5年間とします。

【第7次計画の計画期間】

第7次計画	年 度									
	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
基本構想	構 想 期 間									
基本計画	前 期									
						後 期				

3 計画策定に関する基本的な考え方

- (1) 重点事項や優先順位が明確な計画づくり
目指す将来像から、重点的に取り組む事項や優先して何に取り組むのかを明確にし、戦略性を持った計画づくりを行います。
- (2) 市民参画による計画づくり
第7次計画策定過程においては、池田市みんなでつくるまち基本条例の基本理念等に基づき、多様な市民参画の機会を通じて、市民のまちづくりに対する評価や課題を把握する機会を設け、それらを反映させた計画づくりを行います。
- (3) 誰にでも分かりやすい計画づくり
まちづくりの将来像や重点的に取り組む施策等がだれにでも分かりやすい計画とします。また、職員が施策・事業の進捗管理、目標管理などに活用できる計画とします。
- (4) 行政評価と連動した計画づくり
総合計画で目指す方向や目標を行政評価制度と連動させ、計画期間中における施策または事業の取組や成果を検証しやすくするとともに、計画終了時には、達成状況を客観的に判断できる評価とします。
- (5) SDGs達成に向けた計画づくり
「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した、2030年を期限とする国際目標の達成に寄与するため、SDGsの理念や目標を踏まえながら、池田市がモデルとなり、日本全体に貢献できるような持続可能なまちづくりを目指した計画とします。
- (6) Society5.0への移行を目指した計画づくり
Society5.0が前提とする最先端技術を用いた社会の実現を目指します。また、池田市での取り組みが全国のモデルとなるような、未来を見すえた計画とします。
- (7) 新しい生活様式に基づいた計画づくり
新型コロナウイルス感染症は社会に大きな影響を与えました。従前の生活様式は見直しが迫られているため、新しい生活様式を取り入れた計画とします。

4 計画策定体制

(1) 市民の参画方法

以下の方法により現状把握や意識調査を行い、これからのまちづくり等について検討を行います。

① 市民アンケート調査

市民意識調査を実施します(無作為抽出 3,000 人)

地域の現状や課題を共有して、これからのまちづくり等について検討します。

② パブリックコメント

市民からの意見の募集を行い、必要に応じて第7次計画の策定に活かします。

③ 市民ワークショップ

市民の意見を幅広く取り入れるためにワークショップを開催します。

ただし新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しない場合があります。

(2) 庁内検討体制

① 総合計画策定委員会

計画案の調整及び決定を行います。

② 総合計画策定ワーキングチーム

基本構想・基本計画案の策定及び調整を行います。

③ 若手職員ワーキングチーム

実務的な課題を踏まえつつ、研究を行います。

(3) 総合計画審議会

公募による市民、学識経験者や各種団体の代表者等で構成する総合計画審議会を設置し、第7次計画策定に向けて審議を行います。

区分	対象者	内容
総合計画審議会	外部委員含む	審議
総合計画策定委員会	特別職、部長級	意思決定
策定ワーキングチーム	課長級以上	基本構想・基本計画案の策定及び調整
若手ワーキングチーム	新任副主幹	実務的な課題を踏まえた研究